

第3章 消防用設備等の技術上の審査基準

第1節 消火器具

1 政令第10条第1項第1号ロに規定する「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの」の取扱いについては、次によること。

(1) 政令第10条第1項第1号ロに規定する「火を使用する設備又は器具（防火上有効な措置として総務省令で定める措置が講じられたものを除く。）を設けたもの」とは、営業用厨房で、法第9条に規定する「火を使用する設備」または「火を使用する器具」（省令第5条の2に規定する「防火上有効な措置」が講じられたものを除く。）を設けたものであること。

なお、火を使用する設備または器具に、「電磁誘導加熱式調理器」や「電気こんろ」等の電気を熱源とする設備または器具は含まれないものであること。

(2) 省令第5条の2に規定する「防火上有効な措置」とは、次に掲げる装置を設けるものをいうものであること。

ア 調理油過熱防止装置

鍋等の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す装置をいう。

複数の火口を有する機器については、すべての火口に当該装置が設置されている場合に限り「防火上有効な措置」が講じられたものとして取扱うことができるものであること。

なお、当該装置を有する機器については、「PSマーク」や「Siセンサー」のマークの表示がなされていることから、これらの表示の有無により確認できるものである。

イ 自動消火装置

「対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令」（平成14年総務省令第24号）第11条第7号に規定するもののうち、火を使用する設備または器具を防護対象物（自動消火装置によって消火すべき対象物をいう。）とし、当該部分の火災を自動的に感知し、消火薬剤を放出して火を消す装置をいう。

ウ その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置

(ア) カセットコンロに設けられた圧力感知安全装置

過熱等によるカセットボンベ内の圧力の上昇を感知し、自動的にカセットボンベからカセットコンロ本体へのガスの供給を停止することにより、火を消す装置をいう。

なお、鍋等からの吹きこぼれにより火が消えた場合に、ガスの供給を停止してガス漏れを防止する立ち消え防止安全装置については、「その他の危険な状態の発生を防止するとともに、発生時における被害を軽減する安全機能を有する装置」には該当しない。

(イ) 家庭用ガスコンロを飲食店等の厨房設備または器具として使用する場合において、当該家庭用ガスコンロに組込まれているグリルに設けられた次のいずれ

かの機能を有する装置

- a グリル過熱防止機能（グリル庫内やグリル受け皿の温度の過度な上昇を感知して自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能）
- b グリル消し忘れ消火機能（グリルの火を消し忘れた場合でも、一定時間経過後に自動的にガスの供給を停止し、火を消す機能）および炎あふれ防止機能（グリル庫内で発火した場合でも、グリル庫内からの炎のあふれを防止する機能）

2 省令第6条第4項、第5項および条例第39条第1項の規定により消火器具を設けなければならない場所とは、次によること。

- (1) 「変圧器、配電盤その他これらに類する電気設備」のある場所とは、次に掲げる電気設備等がある場所をいう。
 - ア 高圧または特別高圧の変電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）
 - イ 燃料電池発電設備（条例第10条の2第2項または第4項に定めるものを除く。）
 - ウ 蓄電池設備（蓄電池容量が20キロワット時以下のものを除く。）
 - エ 内燃機関を原動力とする発電設備のうち、固定して用いるもの（条例第14条第4項に定めるものを除く。）
- (2) 「火花を生ずる設備のある場所」とは、次に掲げる設備がある場所をいう。
 - ア グラビア印刷機
 - イ ゴムスプレッター
 - ウ 起毛機
 - エ 反毛機
 - オ 製綿機
 - カ 放電加工機
 - キ アからカによるほか、その他操作に際し火花を生じ、かつ、可燃性の蒸気または微粉を放出する設備のある場所をいう。
- (3) 「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する場所」とは、次に掲げる場所をいう。
 - ア 学校給食用・家庭科教室の厨房、社員食堂の厨房、営業用の厨房等で、次に掲げる場所を除くもの。
 - (ア) 共同住宅の台所
 - (イ) 事務所等の小規模な給湯室
 - (ウ) 1. (2)に規定する防火上必要な措置が講じられた厨房設備・器具または電磁誘導加熱式調理器および電気こんろ等で、当該厨房設備等の設置数が2以下のもの。
 - イ 営業用食品加工炉およびかまどを設置する場所
 - ウ 工業炉およびかまどを設置する場所
 - エ 熱風炉、多量の可燃性のガスまたは蒸気を発生する炉のほか、据付面積が2平方メートル以上の炉（個人の住居に設けるものを除く。）
 - オ 公衆浴場の火焚場
 - カ 火葬場のかま場
 - キ 焼却炉を設置する場所

- ク サウナ設備を設置する場所（個人の住居に設けるものを除く。）
- ケ ボイラーまたは入力70キロワット以上の給湯湯沸設備（個人住居に設けるものまたは労安法令第1条第3号に定めるものを除く。）
- コ 入力70キロワット以上の温風暖房機（個人の住宅に設けるものを除く。）
- サ 乾燥設備（個人の住居に設けるものを除く。）
- シ 入力70キロワット以上の内燃機関によるヒートポンプ冷暖房機，ボイラー等の規模や容量に関係なく小規模のものが設置された室

3 条例規制の消火器の取扱い

(1) 条例第39条第1項第2号の消火器具の所要単位の算定方法について

政令別表第一(16)項に掲げる防火対象物で，延べ面積が300㎡以上で規制される消火器具の所要単位については，当該防火対象物の床面積を150㎡で除して得た数以上と規定されているが，算定にあたっては，条例第39条第1項第1号で規制された部分および住宅部分を除いた部分の床面積を150㎡で除して得た数以上とする。

なお，所要単位の数値の算定以外は，政令第10条第2項ならびに省令第6条第1項，第2項および第6項（倍読み，歩行距離，階ごと規制等）の例に準じて設置し，維持させること。

(例1) 平屋 木造 延べ面積 310㎡ 普通階

(4)項	(12)項イ	住宅
160㎡	80㎡	70㎡

(4)項については，政令規制 2単位（政令規制）

(16)項300㎡以上であることから，(4)項部分と住宅部分を除き，(12)項イ部分80㎡を150㎡で除して，1単位（条例規制）

(例2) 平屋 木造 延べ面積 310㎡ 普通階

(4)項	(12)項イ	住宅
130㎡	110㎡	70㎡

(12)項イは，条例第39条第1項第1号で，2単位（条例規制）

(16)項300㎡以上であることから，(12)項イ部分と住宅部分を除き，(4)項部分130㎡を150㎡で除して，1単位（条例規制）

(例3) 平屋 木造 延べ面積 310㎡ 普通階

(3)項ロ	(12)項イ	住宅
140㎡	110㎡	60㎡

(3)項ロは，条例第39条第1項第1号で，2単位（条例規制）

(12)項イは，条例第39条第1項第1号で，2単位（条例規制）

(16)項300㎡以上であるが(3)項ロ，(12)項イ部分と住宅部分を除くため，条例第39条第1項第2号の消火器具の能力単位の数値の算定は行わない。

- (2) 条例第39条第1項第1号および第2号に掲げる防火対象物で、同条第1項第3号または第4号に規定する場所がある場合は、その部分に消火器具が別に規制される。